



## 最近の相談事例

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

### 競馬投資ソフト もうけ話を鵜呑みにしない

**事例** 友人から食事に誘われて行ってみると「もうかる話がある」と切り出され、競馬投資ソフトの商品の説明をされました。その直後、このソフトを使って、もうけたという友人の先輩が来て「必ずもうかるから一緒にやろう」と購入を勧められました。高額だったため、契約せずに帰りましたが、契約しても大丈夫でしょうか。

**アドバイス** 勧誘を受けてもその場で契約せず、周囲に相談するようにしましょう。友人からの紹介だからと、もうけ話を鵜呑みにせず、不必要な契約はきっぱりと断ることが大切です。また、お金がないと断っても、消費者金融で借金をさせられるなどして強引に高額の契約を結ばされるケースもあるため注意してください。なお、契約してしまってもクーリング・オフが可能な場合もあることを覚えておきましょう。

### 身に覚えのない宅配不在通知 メールは開かず削除



**事例** 配達業者からスマートフォンに「お客様のお荷物をお届けにあがりましたが、不在のため持ち帰りました」というメールが届きました。配送物の詳細については記載されているアドレスにアクセスするようになっていますが、身に覚えがありません。どうしたらいいのでしょうか。

**アドバイス** 宅配業者を装ったメールやSMS（ショートメッセージサービス）に記載されているアドレスにアクセスしたり、添付ファイルを開いたりするとコンピューターウイルスに感染する恐れがあります。中には何らかの購入代金を勝手に決済されたという事例もあります。宅配業者からの不在通知メールは基本的に登録していなければ届くことはありません。登録していないのに、このようなメールやSMSが届いた場合には、開かずに削除することが大切です。実在する事業者名が記載されていて不安な場合でも、指定された連絡先には決して連絡せず、事業者のホームページ内の問い合わせ先に確認しましょう。



### 小売電気契約解除 書面受領8日間なら可

**事例** 3日前、「弊社と契約すると今の電気料金より安くなります」と電話で小売電気業者から勧誘を受け、相手方の説明を聞いて契約をしました。しかし、よく考えてみると私に合った料金プランではないため、契約を解除したいのですが、どうしたら良いのでしょうか。

**アドバイス** 訪問販売、電話勧誘販売で契約をした場合は、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフにより契約解除ができます。検討するに当たっては、資源エネルギー庁のホームページに、電気事業法に基づき登録されている小売電気事業者一覧が掲載されていますので、参考にしてください。契約する前に契約期間や契約解除の条件、料金や供給条件を書面で確認することが大切です。不要だと判断した場合は、きっぱりと断るようにしましょう。



## 子どもの事故に気をつけましょう！

**【歯磨き中の歯ブラシの喉突き事故】**  
歯磨き中は保護者が見守り、歩き回ったりさせず、座らせて歯磨きをさせましょう。

**【小さなものを鼻や耳に入れる】**  
異物が詰まって思わぬ事故になるおそれがあるので小さなものを鼻や耳に入れないように注意しましょう。

**【ボタン電池の誤飲】**  
ボタン電池は、食道に詰まったり、胃の中にとどまったりすると重症事故につながります。子どもの手の届かない、見えないところに保管しましょう。

**【浴槽へ転落し溺れる】**  
浴槽をのぞき込み転落し、溺れることがあります。入浴後は浴槽の水を抜き、浴室には外鍵を付けて子どもが入れないようにしましょう。

全国では窒息や溺水などの不慮の事故によって14歳以下の子どもが毎年300人ほど亡くなっています。消費者庁では「子どもを事故から守る！プロジェクト」として情報発信を行っています。子どもの周囲の大人たちが、子どもの身の回りの環境にちょっとした注意を払い、対策を立てることで防げる事故があります。

消費者庁のウェブサイトから「子どもを事故から守る!!事故防止ハンドブック」をダウンロードすることができます。

「消費者庁 子どもを事故から守る！プロジェクト」で検索！



## 福島県消費者教育推進計画の改訂について

福島県消費者教育推進計画の中間見直しを行いました。（平成30年7月改訂）福島県消費者教育推進地域協議会の意見を踏まえ、当面の重点事項を次のとおりとしました。

- ① 若年者への消費者教育
- ② 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- ③ 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進
- ④ 食と放射能に関するリスクコミュニケーションの推進

詳しくは 「福島県消費者教育推進計画」で検索！

## エシカル消費について考えてみましょう！

エシカル消費（倫理的消費）とは…

人や社会・地域・環境に配慮したモノやサービスを選んで消費することをいいます。

あなたは普段、どのような基準で商品・サービスを選んでいますか？

「安全・安心」「品質」「価格」という尺度がありますが、より良い社会に向け、持続可能な社会をつくるために「どこで」「誰が」「どのように」つくられたのかという「エシカル消費」の視点からも考えてみましょう。

### ○人に配慮した消費

- ・障がいのある人の支援につながる（働きたい障がいのある人を支援している事業者の）商品を選ぶ

### ○社会に配慮した消費

- ・売上金の一部が寄付につながる、寄付付きの商品を選ぶ
- ・フェアトレード商品※を選ぶ  
（※発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品）

### ○地域に配慮した消費

- ・地元の産品を買う…地産地消によって地域活性化や輸送エネルギーを削減
- ・被災地の産品を買う…被災地の特産品を消費することで経済復興を応援

### ○環境に配慮した消費

- ・使い捨てのものより長く使えるものを選ぶ
- ・リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証がある商品を選ぶ
- ・廃棄する食品を減らすため、すぐに使うものなら期限のせまった食品を選ぶ

消費者それぞれが人や社会、環境などの社会的課題の解決について考え、そうした課題に取り組む事業者を選ぶという消費行動を行うことが大切です。

日々の消費生活について考え、持続可能な社会を目指しましょう。

世界の未来を変えるのはあなたの日々の消費です！

CHECK!



## 出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。講師の派遣は無料です。ぜひご利用ください!

### 〈福島県消費生活センター〉

- 【テーマ】 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
  - 【派遣先】 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
  - 【講師】 県消費生活相談員等
  - 【申込先】 県消費生活課 電話 024-521-7736
- ※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。

### 〈福島県金融広報委員会〉

- 【テーマ】 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 【派遣先】 各種学習会、大学等
- 【講師】 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 【申込先】 福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）  
電話 024-521-6355

## 消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295



## 自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。  
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397  
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）  
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00  
13:00～17:00

電話予約制

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜等 検査

検索

